

2025 年 5 月 9 日

福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長執行役員 古宮洋二

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

当社は、2025 年 5 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 236 条第 1 項、第 238 条第 1 項及び第 2 項並びに同法第 240 条第 1 項に基づき、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、同法第 240 条第 2 項及び第 3 項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 募集新株予約権の名称

九州旅客鉄道株式会社第 1 回新株予約権

2. 募集新株予約権の数

1 個

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

- (1) 募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数は、以下の計算式に従って算定される株式数とする。

基準株式数－基準金額÷平均株価

計算の結果生じる 100 株未満の端数は切り捨てることとし、0 株を下回る場合には 0 株とする。

上記算式において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「平均株価」とは、下記 (i) に下記 (ii) を加えた数値（小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を四捨五入する。）をいう。

- (i) 2025 年 5 月 13 日（同日を含む。）から募集新株予約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求日」という。）の直前取引日（但し、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程及び同施行規則上の規定その他の事由により割当先において行使請求を行えなかった例外的な事情が存する場合には割当先と協議のうえで定める日）（同日を含む。）までの期間の各取引日（但し、除外市場混乱事由発生日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の算術平均値に 99.30%を乗じた数値
- (ii) 2025 年 5 月 13 日（同日を含む。）から行使請求日の直前取引日（同日を含む。）までの期間のいずれかの日を権利付最終日とする各配当との関係で、①当該配当の 1 株あたりの配当額（但し、2026 年 3 月期の中間配当については 57.5 円を控除し、当該控除後の金額が 0 円を下回る場合には、0 円とする。）に、②当該配当に係る権利落ち日（同日を含む。）から 2025 年 11 月 30 日（同日を含む。）までの取引日数を乗じた数値を、③2025 年 5 月 13 日（同日を含む。）から 2025 年 11 月 30 日（同日を含

む。)までの取引日数で除した数値(以下「配当調整額」という。)を算出したうえで、各配当に係る配当調整額を合計した数値

「基準株式数」とは、当社が2025年5月12日付で実施する東京証券取引所の自己株式売付取引(ToSTNeT-3)による当社普通株式の買付け(以下「本自己株式取得(ToSTNeT-3)」という。)において、割当先が売却した当社普通株式の数をいう。

「基準金額」とは、本自己株式取得(ToSTNeT-3)において、割当先が売却した当社普通株式の売却額の合計をいう。

「除外市場混乱事由発生日」とは、市場混乱事由(以下に定義する。)が発生したために当該日におけるVWAPを平均株価の算出の基礎とすべきでないとして割当先から申告がなされた日をいう。

「市場混乱事由」とは、①当社普通株式又は当社普通株式に関する先物取引若しくはオプション取引について東京証券取引所又はその他により取引停止又は取引制限(制限値幅による取引制限及びシステム障害等による取引制限を含むが、これらに限られない。)が課されたこと、②東京証券取引所における当社普通株式、又は先物取引若しくはオプション取引市場における先物取引若しくはオプション取引について一般的な市場参加者がその取引に参加し、又は市場価格を取得することが不可能又は阻害される事由が発生したこと、又は③東京証券取引所が予定されている取引終了以前に終了したことのいずれかの事由をいう。

- (2) 2025年5月14日(同日を含む。)から行使請求日の2取引日後の日(同日を含む。)までの期間中に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)の基準日(基準日が設定されない場合は、効力発生日。)が設定された場合には、①基準株式数及び②平均株価を算出するに際して使用される当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日におけるVWAPは、募集新株予約権の行使に際して、それぞれ次の算式により調整される。但し、基準株式数に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。

$$\text{調整後基準株式数} = \text{調整前基準株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

$$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$

- (3) 上記第(2)号のほか、次に掲げる場合には、当社は、基準株式数及び平均株価を算出するに際して使用されるVWAPについて、割当先と協議の上、割当先の裁量に基づき、合理的かつ必要な調整を行う。

- ① 会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は合併のために調整を必要とするとき。
- ② 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行(無償割当てを含む。)、自己株式の取得その他当社の発行済普通株式数(自己株式を除く。)の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式に対する公開買付けのために調整を必要とするとき。
- ④ 2025年5月13日(同日を含む。)から行使請求日の直前取引日(同日を含む。)までの期間のいずれかの日を権利付最終日として、2026年3月期の中間配当がなされ、その配当額が57.5円を超える場合、又は中間配当以外の配当がなされた場合で、調整を必要とするとき。
- ⑤ 市場混乱事由が発生したために調整を必要とするとき。
- ⑥ これらの金額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整に際して、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

募集新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

2025年6月24日から2025年11月30日までとする。

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 募集新株予約権の取得条項

募集新株予約権の取得条項は定めない。

8. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付親会社の完全子会社となる株式交付（以下、個別に又は総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下、個別に又は総称して「再編当事会社」という。）は以下の条件に基づき募集新株予約権に係る新株予約権者（以下「募集新株予約権者」という。）に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

1個

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の普通株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案し、第3項に準じて決定する。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行

第5項、第9項、第6項、本項及び第10項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

9. その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 募集新株予約権の一部行使はできない。

(2) 募集新株予約権者が募集新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該

通知が行われた日以降、募集新株予約権を行使することはできない。

10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用、新株予約権証券の不発行等

募集新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、当社は、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、募集新株予約権に関して新株予約権証券を発行することができない。また、募集新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

11. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

12. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

募集新株予約権は一括取得型自己株式取得における調整取引のために発行されるものであり、当社は、募集新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結した割当契約に定められた諸条件を考慮した募集新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 山本顕三）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼した。赤坂国際会計は、募集新株予約権の権利行使が行われない場合には、割当予定先であるGoldman Sachs Internationalから一定数の当社株式が無償で提供される等の割当契約記載の条件も考慮しつつ、当社株式の株価変動率、募集新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、募集新株予約権の価値評価を実施した。当社は、割当予定先であるGoldman Sachs Internationalが取得する一括取得型自己株式取得における地位は単に将来の一定の時点までの株価の騰落を事後的に精算するという地位に過ぎず、株価は基本的に上下どちらにも変動しうる以上、積極的な価値を持たず、募集新株予約権及び無償譲渡の規定を一体として評価すれば価値は零であると評価できることから、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、募集新株予約権の内容を勘案の上、無償での募集新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断し、募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、募集新株予約権について、監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、募集新株予約権の発行が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ている。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

2025年5月26日

14. 募集新株予約権の割当予定先との間で締結した割当契約における定め

(1) 募集新株予約権の不行使

募集新株予約権を行使した場合における交付株式数が0株となる場合、割当予定先は募集新株予約権を行使することはできず、第9項第(2)号に定める通知を行わなければならない。

(2) 当社普通株式の無償譲渡

割当予定先が募集新株予約権の行使を行わないことを決定し、第9項第(2)号に定める通知を送付した場合には、割当予定先は当社に対して、基準金額を平均株価で除し、基準株式数を控除して算出される数の当社普通株式を無償で譲渡する。

なお、上記の算式における「平均株価」は第3項に定める意味を有するが、同項における「募集新株予約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求日」という。）」は、本項に適用する場合において、「第9項第(2)号に定める通知が行われた日」と読み替える。また、上記の算式における各計数は、第3項第(2)号及び第(3)号を準用して調整される。

(3) 募集新株予約権の譲渡制限

割当予定先は、募集新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の書面による事前承認を要するものとする。

15. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての募集新株予約権を、Goldman Sachs Internationalに割り当てる。

なお、上記の自己株式の取得及びその具体的な取得方法である一括取得型自己株式取得につきましては、当社の本日付のプレスリリース「自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ（一括取得型自己株式取得（Accelerated Share Repurchase）による自己株式取得）」も合わせてご参照ください。

以 上